議案第154号

さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例の制 定について

さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例を次のよ うに定める。

令和4年11月30日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例 (さいたま市市税条例の一部改正)

第1条 さいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 (納税証明書の交付手数料)

第10条 「略]

2 前項本文の規定にかかわらず、さいたま市印鑑 条例(平成13年さいたま市条例第200号)第 13条第2項に規定する端末機 (以下この項にお いて「端末機」という。)による法第20条の1 0の納税証明書の交付(端末機で当該納税証明書 の交付を受けようとする者が市長の使用に係る電 子計算機又は電気通信回線の故障により端末機に よる交付を受けることができない場合における端 末機による交付以外の交付を含む。) の手数料は、 証明書1枚ごとに200円とする。

3 「略]

附則

(電子情報処理組織を使用する方法による証明書 の交付請求に係る手数料に関する特例)

第60条 さいたま市市税条例及びさいたま市事務 手数料条例の一部を改正する条例(令和4年さい (納税証明書の交付手数料)

第10条 「略]

2 前項本文の規定にかかわらず、さいたま市印鑑 条例(平成13年さいたま市条例第200号)第 13条第2項に規定する端末機による法第20条 の10の納税証明書の交付の手数料は、証明書1 枚ごとに200円とする。

3 「略]

附則

たま市条例第 号)の施行の日から令和8年3 月31日までの間、さいたま市情報通信技術を活 用した行政の推進に関する条例(平成18年さい たま市条例第66号)第3条第1項に規定する電 子情報処理組織を使用する方法により交付の請求 (番号法第2条第7項に規定する個人番号カード を用いてさいたま市情報通信技術を活用した行政 の推進に関する条例施行規則(平成18年さいた ま市規則第154号)第2条第2項第2号の電子 署名を行い、当該電子署名に係る同項第3号の電 子証明書と併せてこれを市長の使用に係る電子計 算機に備えられたファイルに記録をして請求する ものに限る。)を行う場合の第10条第1項及び 第82条の3第1項の規定の適用については、こ れらの項中「300円」とあるのは、「200円 」とする。

(さいたま市事務手数料条例の一部改正)

第2条 さいたま市事務手数料条例(平成13年さいたま市条例第69号)の一部を 次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 附則 附則 1~3 [略] $1 \sim 3$ 「略] (電子情報処理組織を使用する方法による証明の 申請に係る手数料に関する特例) 4 さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料 条例の一部を改正する条例(令和4年さいたま市 号)の施行の日から令和8年3月31 条例第 日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した 行政の推進に関する条例(平成18年さいたま市 条例第66号)第3条第1項に規定する電子情報 処理組織を使用する方法による申請(行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(平成25年法律第27号)第2条 第7項に規定する個人番号カードを用いてさいた ま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する 条例施行規則(平成18年さいたま市規則第15

- 4号)第2条第2項第2号の電子署名を行い、当 該電子署名に係る同項第3号の電子証明書と併せ てこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられ たファイルに記録をして申請するものに限る。) を行う場合の次に掲げる証明に係る手数料の額に ついては、別表第1項の規定にかかわらず、1件 につき200円とする。
- (1) 市税に係る証明(さいたま市市税条例(平成 13年さいたま市条例第67号)第10条第1 項及び第82条の3第1項に規定する証明書に よる証明を除く。)
- (2) 身分に係る証明
- (3) 現に婚姻していないことの証明

別表 (第2条関係)

事務の種	重類	手数料の額
1 各種の証明		1件につき 300
		円(さいたま市印鑑
		条例(平成13年さ
		いたま市条例第20
		0号)第13条第2
		項に規定する端末機
		(以下この項におい
		て「端末機」という。
		<u>)</u> により証明書の交
		付 <u>(端末機で証明書</u>
		<u>の交付を受けようと</u>
		する者が市長の使用
		に係る電子計算機又
		は電気通信回線の故
		障により端末機によ
		る交付を受けること
		ができない場合にお
		ける端末機による交
		付以外の交付を含む。
		<u>)</u> を受ける場合につ
		いては、1件につき
2~4 「較]		200円)

備考 [略]

別表(第2条関係)

事務の種類	手数料の額
1 各種の証明	1件につき 300 円(さいたま市印鑑 条例(平成13年20 0号)第13条第2 項に規定時書ののでは、1件につき2 00円)
2~4 [略]	

[略]

備考

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例附則第60条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の交付の請求に係る手数料について 適用し、同日前の交付の請求に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後のさいたま市事務手数料条例附則第4項の規定は、施 行日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料について は、なお従前の例による。